

況の中でうわさ、れてますがこの新築校舎の増築等にあたりまして旧校舎の取扱い方はどのようなにするか御説明を願います。

一町長(瀬古清蔵) 山下議員の御質問に対しましてお答えいたします。

又今御審議をいたしております増築工事でござりますが工事は非常に急いでござりまして八月三十日迄にはぜひ完了したと思っております。去る七月五日入れをおこなつて工事にとりかゝつたわけですが予定としては新しい校舎が完成し現在の職員室その他についての引越しを新しい校舎に移してから旧校舎を壊してえらうという予定で勿論増築工事に並行してしまして一時の措置をとつていきなうと思っておりますが旧校舎の拂下げについて

加美の町会から希望が出ております。暫分考慮いたしましてなるべく町会の希望にそつた線でおこなつていきなうと思っております。

また具体的には査定しておりますので予定としては新しい校舎が完成すると共に古い校舎を全面的に取りこわし校庭の整備も同時に行うと言う予定でござります。一工番(山下幸三) 又今町長から御答弁のありました加美の町会等から拂下げの申込があるというお話ですが、その他業務関係等も例えは社会福祉事業等のこつた関係者の申込があつた場合にはこの問題については取り扱ひを考慮すべきか又そうしたものは当然広告をし又は告示をしそして何週間以内に受付けて拂下げの方法をきめると言う段階になつてゐると思ひますが様子を見てみますと、むしろ



そういう事は一時の希望申込を受けてそれで締切つて  
しまつて言うような事もあります。こういう条件の場合  
には何れも公共事業的なものに優先的拂下げをするのが  
酒類の問題はその校舎の払下げ酒類というものを予定線  
を決めてするのか無償に近い線で拂い下げをするのか  
その点お伺いしたいと思つます。

（町長頼吉清蔵）お答えいたします。

考へ方としては勿論議会側の御了承を得なければなり  
ませんが、公に使用する面に対しては出来るだけ四角四面  
の相場でなくて相談あつておつていきなつとこんな具合  
に考へております。

又一方建物のしつかりした所が残る場合、オ三小の講堂に使用  
するような面に残せるような建物は一部講堂に残したいと

思つます。しづれにいたしまして、最善の方法をえつて有  
効に利用しようのかよいのではないかと考へております。  
従つまして勿論加美の町会からの申込、オ三小分話し合  
いをえつてやつていふ方がよいと考へております。

何れにしまして、具体的なお話しを伺がつておりませんの  
で、以上で御了承いたしたいと思います。

（助役篠崎俊夫）この際御報告申し上げたいのですが、横田調査事務

所は大部建物がいたましたので、基礎其の他を七八拾万円  
で改築いたすのであります。基礎を持ち上げまして  
基礎をなおしまして、内部を修理いたすのでありますが、その  
基礎を直すため建物を持ち上げる期間、半月あまり  
をなんとオ三小の旧校舎を貸してくれないかと言う申し  
出があり、最近工事に取りかゝるそうです。が同じ役所同

志でありますので半月位でしからう学校側の意見も聞いて貸してえ差支へないと言うので大氣を嚴重にいたさせまして十五日間位二教室余りを横田調達庁事務所前に旧校舎の一部を貸与したつと考えておるのですがあらうかじめおるくみおきの程をお願ひいたします。

一七番(吉田清) 十三小の増築の件ですが二階側は普通教室であるが現在の段階では防音工事をする予定はあるかどうか伺います。

一八番(藤崎俊夫) 今回は防音工事は考慮されておりません。一七番(吉田清) 校舎の完成した時にはそれを考慮するのか又全然防音工事の設置は考慮されないのか伺います。

一助役(藤崎俊夫) 調達庁関係におきましては木造校舎の防音工事については色々な意見もあるようであります。

二〇したこととを考慮いたしましたしてなるべく防音工事をやる場合には今後鉄筋でやりたいと私共は考えておるのですが調達庁の方には十三小の今度の増築部分の防音工事については予算も提出してしまつた後でありますので交渉いたしておらない次第であります。

一議長(石川信義) 他に御質疑ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) ニれにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。本件については討論を省略し直ちに採決いたしたいと思います。がこれに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案ガ六十六号は  
原案通り決するに御異議ありませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。よつて議案ガ六十六号  
は原案通り可決いたしました

一議長(石川信義) 日程ガ四昭和三十一年度福生町上水道特別会計歳  
入歳出追加予算ガ同議案ガ六十七号を議題といたしま  
す。 事務局長をして朗読させます。

一事務局長(町田盛三) 朗読

一議長(石川信義) 理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(川澄金吉) 議案ガ六十七号について御説明申し上げます。

昭和三十一年度福生町上水道特別会計歳入歳出追加予算  
ガ一回についてあります。本追加予算は御承知の通り

大字熊川に都道住民各戸が出来るそれに伴ひまして  
これが給水工事を東京都から私共の方に委託になつた訳  
です。従ひまして受託した金額をここに予算化したと  
言うことになる訳です。

あつてこの工事は全部東京都の方から私共の方に金額が  
参りました。その金額の範囲内に於て工事を施行すると  
そして本管並びに給水に對しましては福生町のえのになる  
というので別に東京都の方が詮議すると言うことでなく  
町そのものがそれから枝を出そうということについてえさし  
つかえないという話し合がつかまつたのでここに予算化するえ  
のであります。

今回追加いたします。金額は六百四拾四万五千円であります。  
歳入の方から申し上げますと使用料及び手数料に於て拾九万

四戸四拾円内訳は給水の使用料として拾六万六千六百拾円、これはこれから大体十月にこの都邊が仕上がる予定ですがそれから入居いたしまして正月から一月二月三月と各々月分を予定いたしました訳です。

大体その使用料は昭和洋島あたりの例をとつては平均百八拾円位が妥当でないかと言うこともありましたのでここに一月百八拾円として各々八戸分三月分として拾六万六千六百拾円と言うものを計上した訳です。

それから量水器の使用料が七千七百拾円、これは各々八戸に対してメーターを貸付する訳ですが、その使用料としまして各々四つ、頂戴いたす訳でございます。三月分が七万七千七百拾円です。両方合せて拾九万四千四拾円、いう数字になるわけです。

繰越金におきまして四拾五万八千六百拾円というものを前年度の繰越金として計上いたしました訳です。

オニ款の受託工事収入は五百七拾九万円になっております。

これは今回都の方から私の方に受託になりました工事の工事収入であります。うち給水工事におきまして四百七拾六千四百円になっておりました。本管工事におきまして百四拾万、その他拾六万八千円ばかり事務費として出ておりました。合せて五百七拾九万円と言う数字になりました。追加額は六百四拾四万七千四百円となる訳であります。

当初予算が各々百七拾七万七千六百拾円でございますので合せて各々八百七拾七万五千五百円が現在これを追加させていただきます。

次は歳出ですがオニ款の管理費といたしまして五百四万七千

四百円の追加になっております。内維持管理費は五百四万  
式円四百円になります。

内訳ですが工事請負費が四百式拾万式円円でこれは本管  
から出ました支線と各戸より引きます。ところの工事  
費でございます。

六月二十七日の議会におきまして承諾を得た訳であります。  
備前費拾万式円円これえやはり同日に御議決をいたし  
ぎ小型四輪車を今回水道の事業又は修理と言うことに四  
輪車をかつたのですが四拾万式円円の購入費でありまし  
て予算が参拾万円ありましたのでここで拾万式円円の追  
加をさせていたがきつたと思ひます。

京材料費六拾万七千四百円ですがこれが量水番一戸  
あたり七千五百五拾円ばかりかゝります。参百八戸分を器

七千七千四百円となります。その他給水資材といたしまして六  
拾万円これは応急修理費の資材であります。

保険料七千式円円これは自動車損害保険料であります。

オ三款の拡張工事費百四拾万円これは新管改築費として参百  
八戸を給水するにあたりまして本管工事を中浮の上から布  
設いたしましたのゝ工事費であります。

以上で歳出が六百四拾四万式円四百円となり当初予算と合  
せまして参千八百七拾万五千五百円となるわけです。

歳入歳出差引残金なし。こういう予算をここに組みまし  
てこの都道住定の給水工事を行いたいと言うことでありま  
す。宜敷く御審議の上原案御可決の程をお願い申し上  
げます。

（議長石川信義） 二れより質疑を行います。



一土番山下幸三 上水道特別会計追加予算に関連いたしました水道課長に御質問いたしますが現在の給水計画の中に於て従来行われておりました地域内地域外の二つを区分けをする範囲内の計画目標を立て五ヶ年計画等を立てましてここにいたっておりますがその中にあつて今だまだ送水管等を埋設しただけで役場の方から給水管を埋設してないと言う様な不満な声か町民の間から出ておることは存じておるかどうか この場所は熊野橋を上つた京ヶ谷戸のオニ水源の周辺な所にあるのですが この部分が今だ引けてないと言うことですが この上水道課長現在引けていますかどうか御答弁をお願いいたします

一水道課長(高木求) 只今の御質問にお答えいたします

本件につきましては本年度三十六年度の拡張工事計画の

中に計画事業として入っております。現在まで井上さんの協働で旧岡組のあいだは現在入っております

拡張工事でありますので当然五ヶ年計画に基いての線に入っております。本年度はこの地域に埋設すべく当初予算を検討いたしました時に計画には載せておりますが概ね起債の決定が八月の末ないし九月の下旬には目途がつくのではないかと考えておりますのでそれまで準備いたしまして起債の内定し次が早急になりたいと考えております

一土番山下幸三 これは本問題と関連がありますので御質問したのであります。これは町長に御答弁願いたないのですがこの地域は特に送水管を送る大きな水管が埋没して道路等とこわし、しかえ歩行者が非常に苦勞したので



すが、こうしたオニ水源を掘り、その水を送るのは他の地域  
はどん／＼送っているがその内部にそうした施設をし  
ないのは非常に平落ちであると考えるので速かにこの場所  
は地域内の境界線でもありますので御考慮を賜りたい  
も山崎盛一氏の附近は全々通っていない現在まで加入金  
を納めておりそうした関係から速やかに引いていって下さ  
いと、かようにお願いいたします次第であります。

一町長頼清蔵 山下議員の御指摘の個所ですが、二三年前より要  
望され、よく承知しておるのですが、色々工事過程にかん  
がみまして、只今水道課長の答弁の通りであります。が  
本年度書類を提出してお願いしておるが、昨九百万の起  
債がその通りに受けられるかどうか未決定の現在であ  
ります。が大体くるんであらうと見透しを立てております。

本年度中にはあの周辺を御指摘のような線で完備  
したいと考えておりますので、えうしばうく御辛抱を願  
い、たいと思っております。

一議長石川信義 ニれにて質疑を終結いたします。

一議長石川信義 お諮りいたします。本件については討論を省略し

直ちに採決いたしたいと思います。がこれに御異議ありませんか。  
(異議なしの声多数あり)

一議長石川信義 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案オ六十七号は原案通  
り決するに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長石川信義 御異議なしと認めます。

よつて議案オ六十七号は原案通り可決いたしました。

一議長(石川信美) 日程第五 福生町の一般職員給与に關する条例の一部を改正する条例について、議案オヤ八号を議題といたします。事務局長をして朗読をいたさせます。

事務局長(石川信美) 朗読

一議長(石川信美) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(篠崎俊夫) 議案オヤ八号福生町の一般職員の給与に關する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は去る六月二十七日の本會議に於て慎重御審議の上御決定をいたした案件でございます。

この御決定の線に基づきまして期末手当を本案記載の通り改正するものであります。

御可決あらんことをお願い申し上げます。尚今回の夏季手当に對しては西宮市郡町村長会の決定の面をやめまし

て福生町の支給額を上まわつてプラスアルファを支給した町もある様であります。これらのごときは真相を確かめ、上で福生町の夏季手当支給額を上まわつて出しておる所が隣接町村にございまして均衡をまづいと言ふ場合には福生町としてもこの夏季手当とは切りはなしまして、しめるべき機会に措置を講じたいと思ひます。のでその点も豫めお含みおきの程をお願い申し上げます。

一議長(石川信美) これより質疑を行います。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信美) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信美) お諮りいたします。

本件については討論を省略し直ちに採決いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。よつてこれより採決  
いたします。

議案オ六十八号は東京通リ決するに御異議ありませんか。  
(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案オ六十八号は東京通リ可決いたしました。

一議長(石川信義) 日程オ六福生町の議院の議員の報酬及び費用  
弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案オ六十九号を議題といたします。

事務局長をして朗読をいたさせます。

一事務局長(町田信三) 朗読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(藤崎俊夫) 議案オ六十九号議会の議員の報酬及び費用弁償

に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は去る六月二十日の本会議に於て事實上御承認の  
線に基づきまして議員さんの期末手当の規定を改正し  
ようとするものであります。

御可決あらうんことをお願い申し上げます。

一議長(石川信義) これより質疑を行います。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

本件については討論を省略し直ちに採決いたしたいと思います。  
すがこれに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)